

7月までに全ての閉鎖を確認した。【再掲】

- ・ 店舗で危険ドラッグを販売する業者だけでなく、インターネットを用いて販売する業者や客からの連絡により危険ドラッグを配達するデリバリー販売業者についても積極的な捜査を行い、潜在化する危険ドラッグの供給ルートの発掘、遮断に一定の効果을上げた。

#### **警察庁**

- ・ 宅地建物取引業協会等と連携し、建物賃貸借契約書に危険ドラッグ販売行為の禁止を盛り込むよう申し合わせ、協定を締結した結果、危険ドラッグ販売店舗阻止に向けた基盤の構築が図られた。
- ・ トラック協会等と連携し、運送契約に際し、危険ドラッグの運送禁止を盛り込むよう申し合わせ、協定を締結した結果、危険ドラッグの物流ルートの遮断に向けた基盤の構築が図られた。

#### **厚生労働省**

- ・ 平成26年8月以降、全国の危険ドラッグ店舗に対して、平成27年4月時点で延べ107店舗の1,202製品に検査命令を実施した。
- ・ インターネットを利用した危険ドラッグ販売サイトについて、平成26年11月の医薬品医療機器法改正から平成27年12月までの間、国内外の計299サイトに対して削除要請を実施し、234サイトを閉鎖又は販売停止させ、容易に危険ドラッグを入手できる機会を減少させた。
- ・ 新たに流通が確認された危険ドラッグについては、買上調査等により成分分析を行い、精神毒性が確認された場合には迅速に指定薬物に指定し、危険ドラッグ販売業者らによる当該成分を含有する商品の販売を中止させ、濫用の広域化を防止した。

#### **財務省・厚生労働省**

- ・ 関係機関との連携に基づき、財務省から情報提供を受け、厚生労働省では、平成27年12月末時点で、輸入される危険ドラッグ46物品を医薬品医療機器法に基づく検査命令等の対象と判断し、輸入通関手続きを差し止め、うち13物品の輸入者に対して検査命令等を実施するなど、危険ドラッグに対する輸入阻止の徹底が図られた。

#### **消費者庁**

- ・ 平成27年3月に行政処分(指示)を行った5サイトについては、平成27年5月に、閉鎖を確認した。
- ・ 危険ドラッグの通信販売サイトであって、特定商取引法上の表示義務に違反していた77サイトについて、営業状況及び表示義務の遵守状況の再確認を行い(平成27年5月から)、営業中のサイトのウェブサイト上に表示している住所等の実在性の調査を進め、正しい表示を行っていない法違反が確認された3サイトに対し、7月から11月にかけて是正要請を行い、その結果、1サイトについては閉鎖を、2サイトについては表示の是正を確認した。特定商取引法に規定する表示義務に違反する事業者について、是正要請、指示処分を行った結果、通信販売サイトを閉鎖する事業者も多く、消費者が容易に危険ドラッグを入手できる機会を減少させた。

#### **法務省**

- ・ 危険ドラッグの製造・販売事案について、医薬品医療機器法の指定薬物に係る罰

則規定や医薬品に係る罰則規定を活用して厳正な処分が行われた。

### 【まとめと今後の課題】

暴力団、外国人薬物密売組織及び危険ドラッグ販売業者等の壊滅に向け、統一的な戦略に基づいた取締りの推進、取締り体制の強化、薬物密売組織の中枢に位置する者に対する取締りの徹底、麻薬特例法の活用等による厳正な科刑の獲得、各種捜査手法の活用等の組織犯罪対策を推進するとともに、薬物犯罪収益の剥奪の徹底等の犯罪収益対策を強力に推進した。

その結果、首領・幹部を含む暴力団関係者、外国人密売組織関係者及び危険ドラッグ販売業者等を薬物事犯で多数検挙するとともに、平成26年3月に全国で215店舗あった危険ドラッグ街頭店舗について、平成27年7月までに全ての閉鎖を確認した。また、犯罪収益の没収・追徴を行ったことにより、薬物密売組織を人的・資金面から弱体化させた。

一方で、インターネット・宅配便等を利用した薬物密売事犯が横行し、密売方法が巧妙化、潜在化及び広域化の状況にあることから、薬物密売組織の実態把握、関係機関との連携による取締りのほか、インターネットを利用した薬物密売事犯に対しては、サイバーパトロールを積極的かつ効果的に実施し、「全国協働捜査方式」による捜査や違法情報の削除要請等を引き続き推進する必要がある。

また、裁判員裁判において、薬物事犯の社会に与える悪影響等について裁判員の理解が得られるよう、引き続き、分かりやすい立証の方法に配慮し、厳正な科刑を獲得することにより、薬物密売組織に打撃を与えていく必要がある。

薬物需要の根絶については、末端乱用者に対する取締りを徹底し、多数の末端乱用者を検挙したものの、覚醒剤事犯検挙人員は依然として1万人を超え、大麻事犯検挙人員が5年振りに2,000人を超えるなど、いまだその乱用の実態がみられるところであり、国内における根強い薬物需要がうかがわれることから、取締りを一層強化する必要がある。

危険ドラッグ対策については、いまだ危険ドラッグがインターネットを利用して販売されるなど、流通ルートの潜在化が懸念される状況にあることから、インターネット広告の監視、物品の買い上げ調査及び販売業者の突き上げ捜査等を通じて、その流通実態の把握に努めるとともに、都道府県警察、地方厚生局麻薬取締部、都道府県薬務主管部局、税関及び海上保安庁が連携を強化し、引き続き、厳格な水際取締り、危険ドラッグ販売業者への指導・警告、医薬品医療機器法や麻薬及び向精神薬取締法、関税法など様々な法令を駆使した取締りを推進する必要がある。また、新たに流通が確認された幻覚等の作用を有する物質については、医薬品医療機器法の指定薬物への迅速な指定を行うなど、引き続き規制を強化していく必要がある。

さらに、向精神薬や覚醒剤等の原料が不正に流通し、薬物事犯者の手に渡ることがないよう、医療機関や取扱業者等の指導監督・密造事犯の取締りを徹底する必要がある。

今後も、薬物の供給側である薬物密売組織の壊滅による薬物供給の遮断と末端乱用者の取締りによる薬物需要の根絶に向け、関係省庁・関係団体の緊密な連携の下、総合的な対策を推進していく必要がある。

## 目標 4

### 水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止

#### (1) 密輸等に関する情報収集の強化

##### (民間からの情報収集の強化)

##### 【施策の内容】

##### 警察庁・財務省

- ・ ホームページ等を活用し、いわゆる「運び屋」方式等の密輸入事犯を抑止するための広報・警告を行うとともに、関係機関合同による街頭キャンペーンを実施し、国民の理解と協力を求めた。

##### 警察庁

- ・ 漁業関係者等の関係業界との連絡協議会の開催により、密輸関連情報の提供を呼びかけた。

##### 財務省

- ・ 密輸情報提供リーフレットや密輸ダイヤル周知CM等の活用により、密輸ダイヤル「0120-461-961」を積極的に広報し、薬物等を含めた密輸入情報の提供を広く呼びかけた。また、各所等において密輸情報提供用のリーフレットを配布し、広報啓発活動を行った。
- ・ 覚醒剤等の社会悪物品の密輸入防止に関する情報提供等を目的とした税関展等を開催するとともに、税関ホームページやソーシャルメディアを活用し、薬物摘発を含めた各税関の事件発表を周知する等、広く一般国民に対して税関における水際取締対策等を広報した。
- ・ 財務省及び各税関において「密輸防止に関する覚書」(MOU)等を締結している関係業界団体に対し、薬物等の密輸入情報の提供を依頼し、その入手に努めた。
- ・ 通関業者、船舶代理店等の関係業者に対して、各種会合等を通じて、情報提供等の協力依頼を行い、不審情報の通報を促進した。
- ・ 漁港等に税関職員を派遣して、漁協、地域住民及び同地域に配置している税関協力員等に対し、薬物等の密輸入情報提供の依頼を行うとともに、不審船舶等に係る情報収集を実施した。

##### 海上保安庁

- ・ 「海のもしものは118番」を積極的に広報し、薬物事犯等の情報提供を一般国民に対して広く呼びかけたほか、海事・漁業関係者に対して、薬物事犯に係る情報の提供依頼等を行った。

##### 【施策の効果】

##### 警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 関係機関が広報活動を実施し、情報窓口に対する国民の認識が広まったこと等により、一般市民、海事・漁業関係者や関係団体等から不審情報をはじめとする様々な参考情報が寄せられるなど、情報収集活動を推進した。

## **(組織・装備の強化)**

### **【施策の内容】**

#### **警察庁**

- ・ 組織犯罪対策要綱に基づき、合同・共同捜査を積極的に推進し、関係機関・関係団体等と連携するなど、一体的かつ効果的な組織犯罪対策を推進した。

#### **財務省**

- ・ 密輸取締強化のため、必要な人員の確保に努めた。
- ・ 犯則調査センター室（東京税関）及び監視取締センター室（横浜税関）において、情報収集及び監視取締体制の充実を図った。

#### **厚生労働省**

- ・ 麻薬取締官を増員し、情報収集体制の強化を図った。

#### **海上保安庁**

- ・ 海上・沿岸等における取締体制の強化等のため、平成27年度には海上保安庁職員を増員し、また、巡視船艇・航空機及び海上保安関係施設を整備した。
- ・ 薬物等の密輸入対策の強化のため、情報収集・分析等の捜査資機材の充実強化を図った。

### **【施策の効果】**

#### **警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁**

- ・ 統一的戦略の強化、情報収集体制の強化、必要な人員の増員や捜査資機材の整備等を行ったことにより、薬物密輸に関する情報収集活動、取締体制の強化が図られ、組織の実態解明が促進されるとともに、相当量の薬物を摘発するなど、一定の成果を得た。

## **(原料物質の輸出入対策・管理体制の強化)**

### **【施策の内容】**

#### **厚生労働省・経済産業省**

- ・ 原料物質に係る輸出入の動向等について、国際麻薬統制委員会（INCB）との間で情報交換を行うとともに、INCBの要請に基づき、麻薬新条約付表Ⅰ及び付表Ⅱに掲げられている物質について、仕向国、仕出国、我が国から輸出される物質の用途を報告した。

#### **厚生労働省**

- ・ INCBが実施する輸出事前通告制度に参加することにより、INCBとの連携強化に努め、対応の可能性がある原料物質の情報収集に努めた。
- ・ 関係国に麻薬取締官を派遣することや国際会議への参加を通じて、薬物及びその原料物質等の動向に関する情報交換を実施し、密輸出入対策の強化を図った。

#### **経済産業省**

- ・ 麻薬新条約上、国際的な流通管理を実施すべきと定められている原料物質について、関係法令に基づき、国際会議等を通じた情報や関係国の規制等も踏まえながら、

輸出審査を厳格に実施した。

- ・ 麻薬新条約における原料物質の新規追加等に係る国際動向及び我が国における貿易管理の取組状況について講演会を開催し、輸出事業者等に対し、法律に基づく管理に加え、事業者における自主管理の徹底を要請した。

[平成27年度参加者数：81社110名]

## 【施策の効果】

### 厚生労働省・経済産業省

- ・ 我が国から輸出される原料物質について、用途・需要者を厳格に審査することにより麻薬製造に使われることを抑止した。
- ・ 我が国の麻薬原料の輸出入に関する情報に関して、I N C Bとの共有が図られた。
- ・ 原料物質の輸出入対策に係る各国・国際機関の連携強化により、乱用薬物の密造対策を推進した。

### 厚生労働省

- ・ 規制薬物の国際的な情報収集及び情報提供を行うことで、関係国との連携が図られ、密輸出入対策が強化された。

### 経済産業省

- ・ 麻薬原料物質に関する貿易管理の重要性に関し、我が国の主たる輸出事業者等の一層の意識向上が図られた。

## (2) 密輸取締体制の強化・充実

### (関係機関の連携強化)

#### 【施策の内容】

#### 警察庁・法務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 密輸出入取締対策会議、薬物対策関係取締機関情報交換会等を開催し、意見・情報交換を実施したことにより、密輸情勢に関する情報等の一層の共有化を図った。

#### 財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 現場レベルでの情報交換をより一層推進し、合同による立入検査、張込み等を行うなど連携強化を図った。

#### 警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 密輸対策の合同訓練等、薬物の密輸入等を想定した合同取締訓練を実施し、関係機関の連携強化及び取締能力の向上を図った。

#### 総務省・財務省

- ・ 国際郵便物の検査に係る現場レベルでの一層の連携強化が図られ、税関による国際郵便物の検査が効果的に行われるよう、日本郵便株式会社に対し協力を要請した。

#### 警察庁

- ・ 外国捜査機関から入手した外国において乱用が懸念される物質等について、国内関係機関に情報提供し、国内流入阻止に向けた情報共有を図った。

#### 財務省・厚生労働省

- ・ 医薬品医療機器法における「指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高

い物である疑いがある物品」を税関が発見した場合には、税関は当該物品の情報を厚生労働省に提供し、情報提供を受けた厚生労働省は迅速な検査命令等に努めた。

【再掲】

#### **厚生労働省・警察庁・財務省**

- ・ 地方厚生局麻薬取締部、都道府県警察、税関が連携して、麻薬や指定薬物を含有する危険ドラッグの水際取締りを実施した。

#### **厚生労働省・警察庁・財務省・海上保安庁**

- ・ 新たに指定された指定薬物等について、合同会議の開催等により、関係省庁間で迅速な情報共有がなされたほか、地方においても取締対策等について意見交換がなされる等、中央・現場レベルを問わず、関係省庁間における連携・情報共有の一層の強化が図られた。【再掲】

#### **財務省**

- ・ 医薬品医療機器法上輸入が認められていない指定薬物について、その不正輸入に対する抑止効果を高めることを目指し、平成27年4月、関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加し、関係機関と連携のうえ、厳正な水際取締りを実施した。【再掲】

### **【施策の効果】**

#### **警察庁・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・海上保安庁**

- ・ 最近における密輸動向、犯罪情勢等の情報交換を行うことにより、中央レベルにおいては、定期的開催される密輸出入取締対策会議等を通じ、最新の密輸情勢や犯罪情勢等について情報の共有化が進んだ。

また、現場レベルにおいては、密輸入情報の入手段階から合同で捜査・調査を進め、商業貨物や船舶を利用した覚醒剤密輸入事件を摘発した。

さらに、日本郵便株式会社の国際郵便関係施設内において、X線検査装置等の設置場所の提供、税関からの要請に応じた郵便物の差出国別提示等の協力が行われた。

#### **財務省**

- ・ 平成27年において、指定薬物密輸入事犯を1,462件摘発した。

#### **財務省・厚生労働省**

- ・ 関係機関との連携に基づき、財務省から情報提供を受け、厚生労働省では、平成27年12月末時点で、輸入される危険ドラッグ46物品を医薬品医療機器法に基づく検査命令等の対象と判断し、輸入通関手続きを差し止め、うち13物品の輸入者に対して検査命令等を実施するなど、危険ドラッグに対する輸入阻止の徹底が図られた。

【再掲】

### **(海上、港湾等監視・取締体制の強化)**

#### **【施策の内容】**

#### **警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁・法務省**

- ・ 沿岸や港湾における監視体制を強化するとともに、不審者・不審な貨物や船舶に関する情報の収集に努めた。

## 財務省

- ・ 密輸取締り強化のため、必要な人員の確保に努めるとともに、X線検査装置等の取締・検査機器を適正に配備し、監視取締体制の充実を図った。

## 海上保安庁

- ・ メキシコ及び中国等の薬物が積み出されるおそれの高い国や地域と関連を有する船舶等に対する立入検査、監視等を実施した。
- ・ 海上・沿岸等における取締体制の強化等のため、海上保安庁職員の増員や監視能力等を向上させた巡視船艇、航空機等を配備した。

## 【施策の効果】

### 財務省・厚生労働省・海上保安庁・警察庁

- ・ 必要な人員の確保、巡視船艇及び航空機の配備、X線検査装置等の取締・検査機器の充実・強化により、港湾等における監視・取締体制等の強化が図られた。
- ・ 関係機関の合同船内検査・合同捜査により、取締りの強化が図られた。
- ・ 関係機関と要注意船舶、要注意船員等の情報交換を積極的に行い、現場において合同監視・取締りを実施した結果、覚醒剤密輸入事犯を摘発するに至った。

## (密輸リスクに対応した取締りの実施)

### 【施策の内容】

#### 警察庁

- ・ 組織犯罪対策要綱に基づき、合同・共同捜査を積極的に推進し、関係機関・関係団体等と連携するなど、一体的かつ効果的な組織犯罪対策を推進した。【再掲】

#### 財務省

- ・ 船舶等が我が国へ到着する前に報告された輸入貨物に関する情報等を活用して、外国貨物が本邦の港に船卸しされる前の段階等から、検査対象を的確に絞り込むとともに、大型X線検査装置等の検査機器の有効活用により、重点的かつ効率的な検査を実施した。
- ・ 航空機旅客について、税関が入手している事前旅客情報、乗客予約記録等を活用し、効果的・効率的な取締りを実施した。また、乗客予約記録については、電子的報告を推進するため、航空会社等に対する働きかけを行った。
- ・ 本邦への入港前に報告された船舶・航空機の旅客及び乗組員に関する情報を活用して、検査対象者の効果的な絞り込みを図るとともに、X線検査装置等の検査機器の有効活用により、入国旅客等の携帯品に対して重点的かつ効率的な検査を実施した。

[平成27年度予算11,096,797千円の内数、平成27年度補正予算749,746千円の内数]

- ・ 犯則調査センター室（東京税関）及び監視取締センター室（横浜税関）において、情報収集及び監視取締体制の充実を図った。【再掲】

#### 厚生労働省

- ・ 巧妙化する薬物密輸事犯に機動的に対処するべく、麻薬取締官の増員を行い、組織体制の強化を図るとともに、関係機関と連携し、組織犯罪への取締りを推進した。

## 海上保安庁

- ・ 管区海上保安本部国際刑事課及び国際組織犯罪対策基地において、関係機関と連携協力し、組織犯罪への取締りを推進した。
- ・ 要注意船舶、要注意船員等に関するデータベースの充実を図るとともに、対象船舶の絞込みを行い、効果的な監視・取締りを実施した。

### 【施策の効果】

#### 警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 統一的戦略の強化、情報収集体制の強化、必要な人員の増員や捜査、資機材の適正配備等を行ったことにより、薬物密輸に関する情報収集活動、取締体制の強化が図られ、組織の実態解明が促進されるとともに、相当量の薬物を摘発するなど、一定の成果を得た。【再掲】

#### 財務省

- ・ 本邦への入港前に報告された航空機の旅客に関する事前旅客情報、乗客予約記録等を活用して、携帯品等に隠匿されていた薬物の密輸入事犯を摘発するなど相当の成果を上げた。

### (密輸手口の大口・巧妙化に対応した取締機器の増強・開発等)

#### 【施策の内容】

##### 財務省

- ・ X線検査装置をはじめとする取締・検査機器について、配備換えなどにより有効活用を図った。
- ・ 新たな密輸手口に対処するため、既存の機器では検査困難な貨物に対する新たな探知技術の導入及び探知性能の向上等を目的とした調査・研究を実施した。
- ・ 監視取締車両等の必要な資機材の配備を図った。

##### 海上保安庁

- ・ 暗視装置等の必要な資機材の整備を図った。

#### 【施策の効果】

##### 財務省・海上保安庁

- ・ 取締・検査機器、資機材の適正な配備により、薬物密輸の取締体制が強化され、より効果的・効率的な取締りが可能となった。

### (様々な捜査手法の活用)

#### 【施策の内容】

##### 警察庁・財務省・厚生労働省

- ・ 関係機関合同で、様々な捜査手法を活用し、薬物密輸入事犯の取締りを実施した。

##### 警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 各種捜査手法を活用した合同訓練を実施し、関係機関の連携強化及び取締能力の向上を図った。



## 財務省

- ・ 外国税関等から特異な密輸入事例や新たな密輸手口等の情報を入手して、我が国における密輸リスクの分析を行い、取締りの強化を図った。

## 厚生労働省

- ・ 国際会議において、原料物質の仕出国、中継国等の関係国の原料規制担当者と積極的に情報交換を行い、仕出国、中継国等の解明を行った。

## 海上保安庁

- ・ 要注意船舶及び要注意船員のデータベースを利用した分析や継続的な追跡調査により、監視活動を効果的に実施した。

## 【施策の効果】

### 警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 各種捜査手法を活用した取締りにより、関係取締機関の連携を促進し、多くの密輸事犯を摘発するとともに、密輸密売組織を解明した。
- ・ 関係機関の保有するデータベースを利用し、要注意船舶や要注意船員の追跡調査を効果的に行い、覚醒剤等の薬物密輸事件の摘発強化が図られた。

### 【まとめと今後の課題】

平成27年中の薬物密輸入事犯の検挙件数は、274件（前年比+12件、+4.5%）、検挙人員は、291人（前年比-8人、-2.7%）とした。薬物事犯別では、覚醒剤事犯の検挙件数は、78件（前年比-76件、-49.4%）、検挙人員は、102人（前年比-78人、-43.3%）と減少の一方、大麻事犯の検挙件数は、67件（前年比+25件、+59.5%）、検挙人員は、64人（前年比+21人、+48.8%）と増加、麻薬・向精神薬事犯の検挙件数も、129件（前年比+63件、+95.5%）、検挙人員125人（前年比+49人、+64.5%）と増加した。

税関における平成27年中の薬物密輸入の摘発件数は、同年4月から指定薬物が関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加されたことに伴い、1,896件と過去最高を記録し、押収量については5年連続で500kgを超えるなど、依然として深刻な状況となっている。

このうち、覚醒剤密輸入事犯は、摘発件数・押収量ともに減少したものの、全押収量の8割を占めた。また、その密輸形態をみると、昨年まで主流となっていた航空機旅客による密輸入が減少し、商業貨物等を利用した密輸入の摘発件数・押収量が増加した。

隠匿手口をみると、スーツケースや土産品等を工作して覚醒剤を隠匿する従来の手口に加え、覚醒剤を液体に溶かして洋酒瓶に隠匿して密輸しようとしたりするなど、年々悪質かつ巧妙になっている。

こうした覚醒剤密輸事件の摘発状況にも関わらず、末端価格は値下がり傾向で推移しており、国内における覚醒剤の安定した供給がうかがえる。

このため、国内関係機関は緊密に連携しながら、密輸の水際での阻止に向けた各種取組みを推進し、巡視船艇・航空機による重点的な取締り、情報収集の強化、各種捜査手法の効果的活用、悪質・巧妙化する密輸事犯に的確に対応するための体制の強化、装備資機材

の拡充・高度化等を図っていく必要がある。

また、麻薬製造への使用を阻止するため、麻薬原料物質の輸出についても、適切な貿易管理を実施していく必要がある。さらに、密輸仕出国の郵政関係機関における利用者への郵送禁制品の周知及び引受検査の徹底、本邦での税関に差押えられた郵便物に関する情報の共有等のため、郵政関係機関相互間での緊密な連携を引き続き図ることが必要である。

## 目標 5

### 薬物密輸阻止に向けた国際的な連携・協力の推進

#### (1) 多様化する密輸ルート の 解明 と 海空路 による 密輸 への 対応 の 充実 強化

##### (国際的な取締体制の構築)

##### 【施策の内容】

##### 財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 仕出国・地域及びその周辺国・地域へ職員を派遣し、情報収集等を行うとともに、派遣国及びその周辺国との協力関係を構築したほか、過去に摘発した密輸入事犯の事実関係等の確認を行った。

##### 警察庁

- ・ 仕出国・地域及びその他の周辺国等との情報交換を強化し、密輸取締りのための国際的な共同オペレーションの進展を図ったほか、組織的な薬物の密輸・密売を含む組織犯罪に対処するため、平成27年12月「東アジア地域組織犯罪対策代表者会議」を開催し（平成16年から毎年開催）、参加国との間で情報交換を行うとともに、「覚醒剤を始めとする薬物密輸対策」をテーマとした発表・討議を実施し、参加国の薬物密輸対策における協力体制の強化を図った。

〔平成27年度予算8,822千円〕

- ・ アジア・太平洋地域を中心とした覚醒剤・危険ドラッグ（NPS）等の薬物取締りに関する討議を行うとともに、捜査協力体制の構築を図ることを目的として、アジア・太平洋諸国のほか、ヨーロッパ諸国等29か国・2地域・3国際機関の参加を得て、「アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）」を開催した。

〔平成27年度予算13,939千円〕

##### 財務省

- ・ 長期出張者等を派遣し、薬物等の密輸入情報等を収集するとともに、情報交換のための国際的なネットワーク作りに努めたほか、各国税関当局との情報交換のコンタクトポイントである東京税関調査部国際情報センター室を通じ、世界税関機構（WCO）やアジア・大洋州地域情報連絡事務所（RILOA/P）が実施する取締プロジェクトに積極的に参加し、国際的な取締体制の構築に努めた。
- ・ 薬物を含む密輸の取締りに資する情報分析能力の強化等を目的に、開発途上国の税関職員を対象として、我が国において、あるいは我が国税関職員を海外派遣し、研修を実施した。さらに、航空機旅客による不正薬物等の密輸摘発を主眼として、WCOとの連携により国際協働オペレーションを主導した。

##### 海上保安庁

- ・ 薬物の仕出地又は中継地となっている国・地域へ職員を派遣し、情報収集等を行うとともに、派遣国及びその周辺国との協力関係を構築した。

##### 総務省

- ・ 万国郵便連合（UPU）国際事務局に対し、特に近年我が国において危険ドラッグが社会問題化している点を強調した上で、麻薬等の密輸防止のための郵便物の引

受検査徹底等の依頼を各加盟国の郵便事業体に周知するよう要請した。

#### 【施策の効果】

##### 警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 海外関係当局との間に設定した連絡窓口等を通じた情報交換により、各国の薬物情勢等に関する情報及び具体的な薬物密輸情報を入手するに至ったほか、薬物密輸ルートに関係国・地域へ職員を派遣し、派遣先の当局とのコンタクトポイントの確立や関係強化が図られたことで、我が国へ向けて密輸出される薬物の取締りについての派遣国・地域での意識が向上した。

##### 警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 関係各国等との積極的な情報交換、研修及び会議への関係各国等の職員の招へい、関係各国等への職員の派遣等により、関係各国等との協力関係の強化が図られ、国際的な取締体制の構築が促進されるとともに、実際に薬物密輸事犯を検挙するなどの成果が得られた。

##### 総務省

- ・ 我が国からの要請を受け、万国郵便連合（U P U）国際事務局から、各加盟国及びその郵便事業体に対し、回章（加盟国の郵政関係機関からの要請に基づき、郵便業務の問題等に関する情報を各加盟国の郵政関係機関に通報するための文書）により周知が行われた。

#### （密輸組織の実態解明と取締方策の充実）

#### 【施策の内容】

##### 海上保安庁・財務省

- ・ 密輸入情報入手段階から合同で捜査・調査を進め、背後関係を含めた薬物密輸組織及び薬物密輸ルートの徹底解明に努めたほか、洋上取引等による薬物の密輸入を想定した合同取締訓練を実施した。

##### 海上保安庁

- ・ 新たな形態で日本に持ち込まれる薬物の発見等のために、最新の密輸手口、薬物情勢等について担当職員に周知するとともに、巡視船艇・航空機による連携により洋上における監視・取締りを効果的に実施した。

##### 警察庁・財務省

- ・ 各種国際会議や個別事件に関する海外出張等により、外国捜査機関との情報交換を積極的に行ったほか、密輸手口に応じた効果的な取締り及び捜査手法に関して、関係機関等と討議、研究を行った。

#### 【施策の効果】

##### 海上保安庁・財務省

- ・ 関係機関と要注意国来の密売組織員、運び屋、貨物等についての情報交換を積極的に行った結果、密輸を敢行した運び屋の検挙、輸入貨物内等の隠匿薬物の発見に至った。

## 海上保安庁

- ・ 関係機関と要注意船舶、要注意船員等の情報交換を積極的に行い、巡視船艇・航空機の効果的な運用等による合同監視・取締りを実施し、密輸事件を摘発した。

## 警察庁・財務省

- ・ 薬物取締対策関係の国際会議への参加等により、各国の取締機関等と積極的な情報交換及び連携強化を図った結果、薬物密輸組織等の解明に資することができた。また、効果的な取締り及び捜査手法を積極的に活用し、密輸事件被疑者を検挙した。

## (密輸等に関する薬物分析の推進)

### 【施策の内容】

#### 警察庁・財務省・厚生労働省・海上保安庁

- ・ 関係省庁の分析担当者間で最新の鑑定・分析方法に関する情報交換会議を実施し、薬物分析における協力体制の強化を図った。

#### 警察庁

- ・ 薬物の分析方法(薬物プロファイリングを含む)の研究・開発を継続して行った。

### 【施策の効果】

#### 警察庁・財務省・海上保安庁

- ・ 関係機関の研究所等との間で、薬物分析等の研究に関する情報交換を行った結果、データの共有化や鑑定、薬物のプロファイリング技術の向上が図られた。

#### 厚生労働省

- ・ 関係省庁の分析担当者間で情報交換を行い鑑定・分析方法に関する情報の共有が図られた。

#### 警察庁

- ・ 研究・開発を継続して行った結果、新規の乱用薬物の分析技術が向上した。また、薬物プロファイリングの精度が向上した。
- ・ 関係機関の研究所等と協力し、薬物分析等の研究に関する情報交換を行った結果、データの共有化や鑑定、薬物のプロファイリング技術の向上が図られた。

## (2) 国際会議等、国際枠組みへの積極的な参画

### 【施策の内容】

#### 外務省・警察庁・海上保安庁・厚生労働省・財務省・法務省

- ・ 第59会期国連麻薬委員会(CND)に出席し、需要削減・供給削減・国際協力に関する議論に積極的に参加し、合成薬物対策を含む我が国の取り組みを紹介したほか、国際協力を更に推進する必要があることを強調した。
- ・ 第39回アジア太平洋薬物取締機関長会議(HONLEA)や国際協力薬物情報担当者会議(ADLOMICO)、G7ローマリヨン・グループ等の国際会議やその他専門家会合等に積極的に出席し、各国における薬物取締状況や薬物の密輸動向及び取締対策等に関する情報を入手するとともに、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)などの国際機関や諸外国関係者等と積極的な意見交換を行った。

## 財務省

- ・ 外国の税関当局との間で、薬物等の密輸に関する情報交換を含む協力を促進する二国間税関相互支援協定の締結に向けた取組を推進し、ノルウェー及びブラジルと交渉を行うとともに、既に締結済みの税関相互支援協定等を活用し、薬物等の密輸を含む情報交換の促進に努めた。また、経済連携協定（EPA）交渉においても、必要に応じ税関相互支援協定と同じく、税関当局間の情報交換の規定が盛り込まれるよう取り組んだ。
- ・ WCOのアジア・大洋州地域内における情報交換ネットワークの拠点である地域情報連絡事務所（RILO A/P）の情報交換ネットワークの積極的活用にも努めたほか、各国税関当局との情報交換のコンタクトポイントである東京税関調査部国際情報センター室を通じ、情報交換を積極的に行った。また、長期出張者等を派遣し、薬物等の密輸入情報等を収集するとともに、情報交換のための国際的なネットワーク作りに努めた。

## 海上保安庁

- ・ 北太平洋地域の海上保安機関と薬物密輸対策をテーマとしたセミナー及び訓練の実施や、開発途上国を対象とした海上保安機関職員等の受入研修に講師として参加するなど、海外の関係機関等との連携・協力を強化した。

## 警察庁

- ・ 組織的な薬物の密輸・密売を含む組織犯罪に対処するため、平成27年12月「東アジア地域組織犯罪対策代表者会議」を開催し（平成16年から毎年開催）、参加国との間で情報交換を行った。

〔平成27年度予算8,822千円〕

- ・ アジア・太平洋地域を中心とした覚醒剤・危険ドラッグ（NPS）等の薬物取締りに関する討議を行うとともに、捜査協力体制の構築を図ることを目的として、アジア・太平洋諸国のほか、ヨーロッパ諸国等29か国・2地域・3国際機関の参加を得て、「アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）」を開催した。

〔平成27年度予算13,939千円〕【再掲】

## 厚生労働省

- ・ アジア太平洋薬物取締機関長会議（HONLEA）、国際麻薬統制委員会（INCB）が4月にバンコクで開催した原料とNPSに関する国際会議等の場において、我が国における危険ドラッグの状況やその対策について発表するとともに、我が国が指定薬物として規制している物質のリストを各国及び関係国際機関に提供し、当該リストに掲載された物質を我が国に輸出しないよう、関係各国へ働き掛けた。
- ・ 国際的なNPS対策を進めるため英国の呼びかけで発足したInternational Action Group（IAG）に積極的に参加し、3月にウィーンで開催された会合で国立医薬品食品衛生研究所の職員が我が国の危険ドラッグ問題の現状や対策等について発表した。

## 【施策の効果】

外務省・警察庁・海上保安庁・厚生労働省・財務省

- ・ 第59会期国連麻薬委員会では、危険ドラッグ（NPS）及びアンフェタミン型興奮剤（覚醒剤など）に関する決議案を豪と共同提案し、合成薬物対策の重要性を喚起するなど、国際議論に貢献した。

#### **警察庁・海上保安庁・法務省・財務省・厚生労働省**

- ・ 薬物取締対策関係の国際会議への参加等により、各国の取締機関等と積極的な情報交換及び連携強化を図った結果、具体的な密輸情報の交換が活発化しており、これら各国取締機関からの情報を端緒とした薬物密輸入事犯の摘発を行い、国際的な情報収集の成果を上げることができた。さらに、各国取締機関同士の密接な協力関係を確認することもできた。

#### **厚生労働省・警察庁**

- ・ 各種国際会議への参加を通じ、我が国のこれまでの薬物対策の実績に基づく知見を提供し、国連等における国際協力体制の構築を促進した。特に、危険ドラッグ（NPS）を含む合成薬物問題に関する国際的な認識を高めるため、我が国の状況や対策について積極的に情報発信し、合成薬物対策のための各国の国内措置、国際協力の推進を図った。また、国際的な薬物不正取引・乱用に関する最新の情報交換及びそれに関する国際協力の推進に貢献した。

### **(3) 我が国への主要な仕出国・地域等との連携・協力の推進**

#### **【施策の内容】**

##### **外務省**

- ・ UNODCへの拠出を通じて、NPS対策を含むグローバルSMARTプログラム（合成薬物対策）やミャンマーにおけるケシの違法栽培モニタリング等を実施したほか、アフガニスタン及び中央アジア等の周辺国に対する国境管理支援や麻薬取締当局への能力構築支援、代替作物開発等も幅広く実施した。

〔平成27年度予算：総額約525万ドル〕

##### **財務省**

- ・ アフリカ、アジア、中南米諸国の税関職員を対象として、取締技法等に関するセミナーを開催した。また、長期出張者等を派遣し、不正薬物等の密輸情報等を収集するとともに、情報交換のためのネットワークづくりに努めた。

##### **厚生労働省**

- ・ アフガニスタンにおける麻薬対策支援の一環として、UNODCがロシア・モスクワで開催したアフガニスタン警察職員に対する研修に講師として麻薬取締官2名を派遣し、同職員13名に対し国際的な乱用薬物情勢及び我が国の状況とその対策等について講義した。
- ・ コロンボ・プランが東南アジア各国における原料物質規制強化を図るためタイ・バンコクで開催した研修に講師として職員を派遣し、13カ国の担当者計28名に対し、我が国の乱用薬物問題の現状及び原料物質規制、危険ドラッグに含まれる新精神活性物質（NPS）問題の現状とその対策等について講義した。
- ・ 外務省の拠出により、中央アジア各国におけるNPS対策支援の一環としてカザフスタン・アルマティにおいて開催されたNPS対策中央アジア地域セミナー（日

カザフスタン共催、UNODC後援)に職員を派遣し、我が国のNPS問題の現状及びその対策等について講演した。

#### **総務省**

- ・ 平成26年度に摘発された密輸仕出国の政府等に対し、特に近年我が国において危険ドラッグが社会問題化している点を強調した上で、我が国における薬物の輸入制限について、郵便事業体職員及び利用者に周知を図るよう協力を要請する旨の文書を個別に発出した。

#### **海上保安庁**

- ・ 東南アジアの関係機関との情報交換、意見交換を実施した。また、中国、韓国、ロシア等の海上保安機関との間で実務者交流を促進したほか、薬物情勢及び薬物密輸組織に関する情報交換を実施した。

#### **法務省・警察庁・厚生労働省**

- ・ 国際捜査共助等を積極的に活用することにより、国際捜査協力を推進した。

#### **警察庁**

- ・ アジア・太平洋地域全体を中心とした覚醒剤・危険ドラッグ(NPS)を含む薬物取締りに関する討議を行うとともに、捜査協力体制の構築を図ることを目的として、アジア・太平洋諸国のほか、ヨーロッパ諸国等29か国・2地域・3国際機関の参加を得て、「アジア・太平洋薬物取締会議(ADEC)」を開催した。

[平成27年度予算13,939千円]【再掲】

- ・ アジア・アフリカ等から薬物取締機関の上級幹部を招へいし、薬物取締に関する情報交換と日本の捜査技術の移転を図るための「薬物犯罪取締セミナー」を開催した。

### **【施策の効果】**

#### **外務省**

- ・ 我が国拠出によって、UNODCが2015年に実施したプロジェクトのうち、特に東南アジアを対象とするグローバルSMARTプログラムやミャンマーにおけるケンの違法栽培モニタリングは、我が国、並びに各国取締当局に対して、極めて有益な情報を提供した。

#### **財務省**

- ・ 外国税関からの情報等を活用し、不正薬物等の密輸を摘発した。

#### **厚生労働省**

- ・ 麻薬取締官がアフガニスタン警察職員に講義を行い、同警察の能力向上に寄与した。
- ・ 職員が東南アジア各国担当者に講義を行い、各国の原料規制及びNPS強化に寄与した。
- ・ 職員が中央アジア各国担当者に講演を行い、各国のNPS対策強化に寄与した。

#### **総務省**

- ・ 個別に文書を発出した密輸仕出国の政府等から、利用者への郵便禁制品の周知及び引受検査の徹底を実施する等の回答を受け、一層の密輸防止の徹底が図られた。



### 海上保安庁・財務省

- ・ 開発途上国の薬物対策への協力により、開発途上国の薬物問題への対処能力の向上に寄与するとともに、関係各国の薬物取締能力の向上に寄与した。

### 海上保安庁

- ・ 関係機関の職員への研修・訓練を通じ、薬物密輸に対する海上取締能力等の向上に一定の貢献を果たすとともに、会議の開催を通じて、仕出国、中継国等の関係国と積極的な情報交換を実施することで、密輸組織等の動向に関する最新の情報が得られた。

### 海上保安庁・警察庁

- ・ 我が国への主要な薬物仕出地域である東南アジア諸国等を始めとする関係各国等への研修・技術移転により、関係各国等の取締機関等の分析及び取締能力、薬物乱用防止に対する能力の向上が図られた。
- ・ 各国の薬物情勢・具体的な薬物密輸情報等に関する積極的な情報交換を通じて、海外関係機関との協力関係が強化されるなど、各国との緊密な連携・協力が促進された。

### 警察庁

- ・ 平成28年2月16日から18日までの3日間、「アジア・太平洋薬物取締会議（AD E C）」を東京都内で開催し、29か国、2地域、3国際機関の参加を得て、覚醒剤・危険ドラッグ（N P S）等の薬物取締りに関する討議を行うことにより、アジア太平洋地域等における協力体制の構築を促進するとともに、関係各国等の取締能力の向上を支援した。

### 法務省・警察庁

- ・ I C P O等を通じた関係各国等の取締機関との捜査協力により、薬物の密輸入情報を入手した。

#### 【まとめと今後の課題】

薬物対策には、国内における取組みだけでは限界があるため、国際会議等への積極的な参加を通じて関係各国や国連機関等と意見交換を行うとともに、国際的な協力関係を強化していくことが重要である。また、危険ドラッグ（N P S）対策を含むこれまでの薬物対策の実績に基づく我が国の知見を提供し、さらに、周辺国の取締能力の向上を支援する等、引き続き国際協力を推進していく必要がある。

### 当面の主な課題

平成27年中の我が国の薬物情勢は、危険ドラッグに対する規制が強化され、街頭店舗を全て閉鎖させるなど一定の成果が見られたものの、覚醒剤事犯の検挙人員は約1万1千人と高止まりであるほか、大麻事犯の検挙人員が5年ぶりに2000人を超えるなど、国内における根強い薬物需要と供給元の存在がうかがわれる。

このため、特に蔓延が懸念される青少年への大麻の乱用防止に対して重点的な対策を講じつつ、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に基づく総合的な取組を引き続き推進する必要がある。

## ●全薬物事犯検挙人員

(件、人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
検挙人員	14,882	15,175	14,720	15,417	14,965	14,200	13,881	13,292	13,437	13,887

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

(注) 覚醒剤、大麻、麻薬・向精神薬、あへん事犯の検挙人員の合計。

## ●覚醒剤事犯検挙件数、検挙人員

(件、人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
検挙件数	17,480	17,169	16,043	16,468	17,163	17,109	16,689	15,472	15,571	16,168
検挙人員	11,821	12,211	11,231	11,873	12,200	12,083	11,842	11,127	11,148	11,200

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

## ●覚醒剤以外の薬物事犯検挙人員

(人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
大麻	2,423	2,375	2,867	3,087	2,367	1,759	1,692	1,616	1,813	2,167
麻薬・向精神薬	611	542	601	429	375	346	341	540	452	516
あへん	27	47	21	28	23	12	6	9	24	4

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

## ●薬物押収量

(kg、MDMA等錠剤型合成麻薬は錠)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
覚醒剤	144.0	359.0	402.6	369.5	310.7	350.9	466.6	846.5	570.2	431.8
乾燥大麻	233.8	503.6	382.3	207.4	181.7	141.1	332.8	198.0	166.6	104.6
大麻樹脂	98.7	56.9	33.4	17.4	13.9	28.4	42.5	1.2	36.7	3.9
コカイン	9.9	19.1	5.6	11.6	7.2	28.8	6.9	124.1	2.3	18.6
ヘロイン	2.3	2.0	1.0	1.2	0.3	3.6	0.1	3.8	0.0	2.0
あへん	28.1	19.6	6.6	3.2	3.7	7.6	0.2	0.2	0.2	0.0
MDMA等錠剤型合成麻薬	195,294	1,278,354	217,883	91,960	18,246	27,187	3,708	2,147	608	1,074

出典：警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

(注) 「乾燥大麻」は大麻たばこを含む。

## ●少年の覚醒剤事犯の検挙人員

(人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
総数	296	308	255	258	228	185	148	125	94	119
うち中学生	11	4	8	6	7	4	3	1	2	1
うち高校生	44	28	34	25	30	25	22	15	12	14

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

## ●少年の大麻事犯の検挙人員

(人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
総数	197	184	234	214	164	82	67	61	80	144
うち中学生	4	1	2	5	11	1	0	0	3	3
うち高校生	28	48	48	34	18	15	18	10	18	24

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●少年及び20歳代の覚醒剤事犯の検挙人員

(人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
総数	3,239	2,799	2,692	2,642	2,420	2,131	1,682	1,489	1,556
うち少年	308	255	258	228	185	148	125	94	119
うち20歳代	2,931	2,544	2,434	2,414	2,235	1,983	1,557	1,395	1,437

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●少年及び20歳代の大麻事犯の検挙人員

(人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
総数	1,614	1,776	1,880	1,396	926	809	712	745	1,049
うち少年	184	234	214	164	82	67	61	80	144
うち20歳代	1,430	1,542	1,666	1,232	844	742	651	665	905

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物乱用防止教室の開催状況

(%)

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
小学校	開催校数	7,157	7,633	7,984	11,739	12,513	13,180	13,890	14,401	15,418	15,676
	開催率	32.0	34.5	37.5	54.0	62.3	62.6	65.9	67.1	72.3	76.2
中学校	開催校数	6,321	5,971	6,107	7,783	7,888	8,566	8,745	8,945	9,519	9,312
	開催率	58.3	55.7	58.4	72.8	79.1	81.6	82.7	82.8	88.3	88.9
高等学校	開催校数	3,302	3,039	3,084	3,731	3,663	3,835	3,850	3,883	3,980	3,990
	開催率	64.4	61.2	64.1	75.3	78.8	79.0	80.2	81.3	83.6	84.6
中等教育学校	開催校数	11	8	16	22	29	32	34	38	37	39
	開催率	40.7	25.8	44.4	52.4	63.0	66.7	70.8	77.6	75.5	78.0

出典：文部科学省調べ ※H22は東日本大震災のため、岩手県、宮城県、福島県を除いた結果

●覚醒剤事犯における再犯者率

(人、%)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
検挙人員	11,821	12,211	11,231	11,873	12,200	12,083	11,842	11,127	11,148	11,200
うち再犯者数	6,421	6,807	6,283	6,865	7,206	7,152	7,232	6,989	7,190	7,237
比率 (%)	54.3	55.7	55.9	57.8	59.1	59.2	61.1	62.8	64.5	64.6

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●覚醒剤事犯検挙人員に占める暴力団関係者数

(人、%)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
検挙人員	11,821	12,211	11,231	11,873	12,200	12,083	11,842	11,127	11,148	11,200
うち暴力団関係者	6,098	6,415	5,849	6,242	6,361	6,594	6,421	6,112	6,066	5,758
構成比 (%)	51.6	52.5	52.1	52.6	52.1	54.6	54.2	54.9	54.4	51.4

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物事犯におけるイラン人検挙人員等

(人、%)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
来日外国人検挙人員	714	730	693	664	601	536	469	454	467	439
うちイラン人	104	134	171	143	70	48	35	25	30	18
構成比 (%)	14.6	18.4	24.7	21.5	11.6	9.0	7.5	5.5	6.4	4.1

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

●薬物密輸入事犯検挙件数・検挙人員

(件、人)

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
覚醒剤	件数	69	65	79	168	136	189	127	127	154	78
	人員	84	90	99	227	163	222	179	181	180	102
大麻	件数	122	72	83	46	25	34	50	47	42	67
	人員	130	76	90	49	26	34	69	51	43	64
麻薬・ 向精神薬	件数	38	60	42	54	33	27	37	70	66	129
	人員	44	67	53	59	33	24	41	61	76	125
あへん	件数	1	6	1	4	2	1	1	1	0	0
	人員	1	8	2	2	2	1	1	1	0	0
合計	件数	230	203	205	272	196	251	215	245	262	274
	人員	259	241	244	337	224	281	290	294	299	291

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ